

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

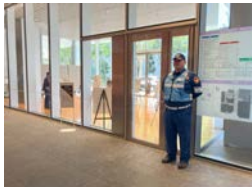
令和7年8月25日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 能登半島への視察結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 消火器及び住宅用火災警報器購入補助の実施について・・・・・・・・	7
4 災害ケースマネジメントの策定に向けた進捗状況について・・・・・・・・	9
5 足立区ペット同行避難ガイドライン（素案）策定に伴う パブリックコメントの実施結果について・・・・・・・・	11
6 「水害時避難者想定数 区内避難所の受入れ人数調査委託」における 調査結果と対策案について・・・・・・・・	16
7 災害用備蓄包括管理事業の進捗状況について・・・・・・・・	19
8 災害用備蓄物品の新規導入の検討について・・・・・・・・	22
9 （仮称）足立区災害時のトイレ確保・管理計画の策定について・・・・・・・・	24
10 災害用トイレ（自己処理型トイレ）の試験導入について・・・・・・・・	28

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件 名	アレフ（オウム真理教）対策について
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内 容	アレフ（オウム真理教）対策について以下のとおり報告する。 1 足立区反社会的団体の規制に関する条例に基づく過料処分（令和7年1月報告請求関係） （1）経過 足立区反社会的団体の規制に関する条例に基づき、アレフに対し令和7年1月1日現在の報告を令和6年12月に求めたが、これまで報告が無いため、同条例第10条に基づき、過料に処した。 （2）処分日及び過料の額 処分日 令和7年7月10日（木） 過料の額 50,000円 過料納付期限 令和7年7月28日（月） ※ 令和7年8月13日現在納付無し。今後、督促状を発行し、納付督促を行う。 2 地下鉄サリン事件の風化防止啓発活動 （1）今後の予定 ア 文教大学 令和7年9月16日（火）～19日（金） イ 東京芸術センター 令和7年10月14日（火）～31日（金） ※ 3月に区役所で開催した「地下鉄サリン事件から30年経過に伴うパネル展」で使用したパネルの一部を展示 （2）実施結果 東京電機大学 ア 日 時 令和7年7月24日（木）～25日（金） イ 場 所 第7ホール入口手前 ウ 主な意見(オンラインアンケートにより聴取) ① 当時のことを知らなくて学びになった ② パネル展の内容を家族や友人に話してみる エ その他 警備員を配置して実施  

3 反社会的団体の規制に関する条例に基づく【第3次】過料処分取消請求事件

令和7年6月24日に東京高等裁判所より言い渡された【第3次】過料処分取消請求事件第二審判決（足立区勝訴）に対し、アレフ（控訴人）から判決内容を不服として、令和7年7月22日に最高裁判所へ上告提起・上告受理申立てがされた。

4 公安調査庁によるアレフを対象とする再発防止処分の請求について （公安調査庁発表資料）

（1）請求日

令和7年7月22日（火）

（2）請求先

公安審査委員会

（3）処分の請求内容

- ア いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して禁止する処分（新たに追加）
イ アレフが所有し又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止する処分

	使用制限施設
全部禁止施設 【4施設】	水戸、八潮伊勢野、野田、徳島
一部禁止施設 【12施設】	足立入谷、札幌、札幌白石、八潮大瀬、北越谷、西荻、横浜、名古屋、甲賀信楽、京都、生野、福岡

※ 引き続き、一部使用禁止の対象施設に足立入谷施設が該当

ウ 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分

（4）処分の請求期間

6か月間

※ 現在5度目の再発防止処分期間中（令和7年3月21日～令和7年9月20日）

（5）団体の報告義務（新たに請求内容に追加）

ア 麻原の妻と二男が役職員、構成員であることの報告

イ 「新越谷施設」の建物の報告

（6）公安調査庁コメント（抜粋）

「麻原の二男が、2代目「グル」を自称し、その意思決定に関与して組織運営を主導するとともに、麻原の妻もそれを後見的に補佐する立場にある」と発表

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件 名	能登半島への視察結果について																		
所管部課名	危機管理部 災害対策課、防災戦略課																		
内 容	能登半島への現地視察について、以下のとおり報告する。 1 視察の目的 発災後約1年半が経過した中で、現地の復興状況や当時避難所開設にあたった方々へのヒアリングから得られた知見を通じて、区における災害対策の参考とするとともに、「自助」「共助」「公助」のさらなる対応力強化を図っていく。 2 視察期間 令和7年6月16日（月）から17日（火）まで 3 視察先 石川県輪島市、珠洲市及び七尾市 ※ 七尾市では自主避難所を開設した地元町会長等へのヒアリングを行った。 4 視察の行程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>日 程</th><th>視察先</th><th>備考（カッコ内は発災時の主な災害）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">6月16日</td><td rowspan="3">輪島市</td><td>朝市通り商店街（火災、建物倒壊）</td></tr> <tr> <td>応急仮設住宅（床上浸水※）</td></tr> <tr> <td>輪島港周辺（津波、海岸隆起）</td></tr> <tr> <td></td><td>珠洲市</td><td>狼煙漁港（津波、地盤隆起）</td></tr> <tr> <td rowspan="4">17日</td><td rowspan="4">七尾市</td><td>石崎小学校（石崎地区の自主避難所）</td></tr> <tr> <td>食祭広場（液状化現象、配管損壊等）</td></tr> <tr> <td>和倉温泉郷（護岸の損壊、外壁・配管損壊）</td></tr> <tr> <td>ツインブリッジのと（橋脚損傷、橋台隆起）</td></tr> </tbody> </table> ※ 令和6年9月奥能登豪雨にて浸水の被害を受けた。輪島市内の仮設住宅205戸が床上浸水の被害が発生した。		日 程	視察先	備考（カッコ内は発災時の主な災害）	6月16日	輪島市	朝市通り商店街（火災、建物倒壊）	応急仮設住宅（床上浸水※）	輪島港周辺（津波、海岸隆起）		珠洲市	狼煙漁港（津波、地盤隆起）	17日	七尾市	石崎小学校（石崎地区の自主避難所）	食祭広場（液状化現象、配管損壊等）	和倉温泉郷（護岸の損壊、外壁・配管損壊）	ツインブリッジのと（橋脚損傷、橋台隆起）
日 程	視察先	備考（カッコ内は発災時の主な災害）																	
6月16日	輪島市	朝市通り商店街（火災、建物倒壊）																	
		応急仮設住宅（床上浸水※）																	
		輪島港周辺（津波、海岸隆起）																	
	珠洲市	狼煙漁港（津波、地盤隆起）																	
17日	七尾市	石崎小学校（石崎地区の自主避難所）																	
		食祭広場（液状化現象、配管損壊等）																	
		和倉温泉郷（護岸の損壊、外壁・配管損壊）																	
		ツインブリッジのと（橋脚損傷、橋台隆起）																	

5 視察から見てきた主な課題

(1) トイレについて

上下水道が復旧したのは3月上旬であり、それまでは携帯トイレや仮設トイレを使用した。

災害時の運用	①	学校内にある既存トイレに携帯トイレを設置し使用した。
	②	仮設トイレは10基用意したが、使用できたのは2基のみで、残り8基は清掃等の管理が行き届かず閉鎖した。
	③	トイレの清掃は、避難所運営組織の衛生部の人たちで掃除をした。
見えてきた課題	①	仮設トイレは設置しただけでは詰まったり、清掃が行き届かず使用できなくなるため、定期的な清掃が必要である。
	②	災害時にはトイレの管理方法を決めておかないと、避難所内の人間関係の悪化やもつれの原因になる。

(2) 防災士について

石崎地区では11名の女性防災士がおり、携帯トイレの作り方を習得していたなど、被災時に大きな役割を果たした。

災害時の運用	①	避難所への支援物資を女性防災士のアイディアでスーパーマーケットのように品物ごとに陳列し、避難者が効率よく持っていけるようにした。
	②	女性防災士の視点も加味し、避難所の生活が少しでも快適になるよう運営した（トイレの管理等）。
見えてきた課題	①	被災時には、地域の方と共に活動できる「防災士」が必要であり、育成が急務である。
	②	避難所の運営は、防災士（特に女性防災士）の視点でアイディアや工夫を凝らし、避難生活を少しでも暮らしやすくすることが大事である。

(3) 受援体制と避難者の管理について

災害時の運用	①	発災後まもなく支援物資が届けられたが、受け入れ態勢が構築できておらず、避難者へ充分行き渡らなかった。
	②	避難所運営本部員や地域住民が食料等の在庫管理や配給を行った。
	③	物資の配給とあわせて、避難者の安否確認や健康観察を行った。
見えてきた課題	①	支援物資を有効に活用するために、受入体制を整えておく必要がある。
	②	インフルエンザの罹患者を早期に発見し対応するなど、避難所の衛生環境を保つことが重要である。

6 今後の方針

- (1) 能登半島への視察から見えてきた課題（トイレ問題、防災士の重要性等）について、区として地域防災力の強化につながる対策を検討していく。
- (2) 石崎小学校避難所運営本部長が「女性防災士の活躍のおかげで、非常に助かった。」との話があったことを踏まえ、女性防災士の役割の重要性を発信していくとともに、その数を増やしていくために、引き続き防災士研修費助成を行っていく。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件名	消火器及び住宅用火災警報器購入補助の実施について										
所管部課名	危機管理部 災害対策課、災害対応力強化担当課										
内容	区内における令和6年の年間焼損面積は1,757㎡（前年比439㎡増）であり、2年連続で23区ワースト1という結果になった。 これを受け、消火器及び住宅用火災警報器の補助事業を開始するので報告する。										
	1 目的 消火器及び住宅用火災警報器に要する経費の一部を補助することで、火災の早期発見及び初期消火への備えを促進し、区民の防災力を高めていく。										
	2 実施期間 令和7年9月19日（金）から令和8年1月31日（土）の期間中に購入したものに限る。 ※ 令和7年度から9年度までの3年間実施予定										
	3 補助対象者 区内に住民登録がある全ての世帯 ※ 購入に対する補助は1世帯に限り1回（上限額あり）までとするが、購入数の制限はなし。										
	4 補助率と上限額等 （1）補助率と上限額										
	<table><tr><th></th><th>補助率</th><th>上限額</th></tr><tr><td>消火器※¹</td><td>10分の10</td><td>10,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">住宅用火災警報器※²</td><td rowspan="2">10分の10</td><td>30,000円（障がい者・65歳以上※³の高齢者がいる世帯）</td></tr><tr><td>20,000円（上記以外の世帯）</td></tr></table>		補助率	上限額	消火器※ ¹	10分の10	10,000円	住宅用火災警報器※ ²	10分の10	30,000円（障がい者・65歳以上※ ³ の高齢者がいる世帯）	20,000円（上記以外の世帯）
		補助率	上限額								
	消火器※ ¹	10分の10	10,000円								
	住宅用火災警報器※ ²	10分の10	30,000円（障がい者・65歳以上※ ³ の高齢者がいる世帯）								
			20,000円（上記以外の世帯）								
※1 エアゾール式簡易消火器具を含む。また、業務用消火器の詰め替え及び購入に伴う古い消火器の回収費も対象とする。											
※2 購入に伴う設置費用を含む。											
※3 申請を行う年度の3月31日時点の年齢											
（2）消費税の取り扱い 消費税分は補助対象外とする。											

(3) 補助額及び自己負担額について（イメージ）

65歳以上の高齢者がいる世帯が、1台8,000円の住宅用火災警報器を3台（税別24,000円／税込み26,400円）購入した場合。



補助額 : 24,000円

自己負担額 : 2,400円

5 補助対象となる購入店舗について

(1) 区が指定する区内の家電量販店、街の電器店、ホームセンター等の協力店舗

※ 通販やECサイト等、協力店舗以外で購入した場合は補助対象外

(2) 協力店舗数

19店舗（8月14日現在）

※ あだち広報8月25日号でも協力店舗の募集を行う予定

6 今後の方針

あだち広報やチラシ等で事業の周知を図っていくとともに、事業に賛同いただける協力店を募り、区民が購入しやすい補助制度にしていく。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

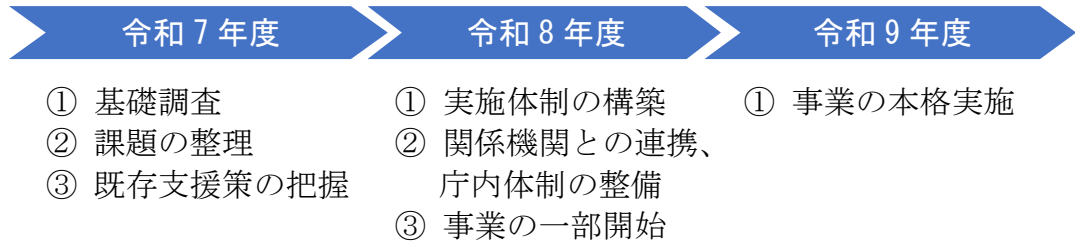
件 名	災害ケースマネジメントの策定に向けた進捗状況について						
所管部課名	危機管理部 災害対策課						
内 容	災害関連死対策強化のため、災害ケースマネジメントの導入を検討する。 1 概要 (1) 災害ケースマネジメントとは 災害の復旧復興期において被災者一人ひとりの被災状況、生活状況の課題を把握し、必要な支援につなげ、継続的に支援することにより、被災者の早期の自立、生活再建を目指す仕組みのこと。 ※ 新たな支援制度を構築するのではなく、既存の支援策や支援者に適切につなぐための制度。 (2) これまでに災害があった自治体が実際に行ってきた支援体制 行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、利用を申請した被災者に対し当該支援を提供するいわゆる「申請主義」。 被災者の困りごと ① 家が倒壊した ② 家族を失い収入がない ③ 失業した ④ 生活資金がない ⑤ 立退きを迫られている ⑥ 家庭の問題 被災者が自ら選択し申請する必要がある 行政の支援策（一例） ① 罹災証明書 ② 被災者生活再建支援金 ③ 災害弔慰金 ④ 税金、社会保険料の特別措置 ⑤ 法律相談 過去に災害のあった自治体においては、 「支援制度自体を知らない」 「支援制度は知っていても様々な理由により申請できないでいる」 として支援からとりこぼされてしまう被災者がでてしまった。 ※ 在宅避難や自家用車への避難など避難所外で避難する被災者は、行政の情報が伝わりにくい可能性があり特に困難になる恐れがある。 申請主義からの脱却 (3) 災害ケースマネジメント導入後 <table><tr><th>STEP1</th><th>STEP2</th><th>STEP3</th></tr><tr><td><u>アウトリーチ</u>による被災者の発見、状況把握</td><td>被災者個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ</td><td>官民連携による被災者支援の継続的な実施</td></tr></table> 行政側から積極的に被災者の状況を把握し、 個々の課題にあわせたオーダーメイドの伴走型支援を行う	STEP1	STEP2	STEP3	<u>アウトリーチ</u> による被災者の発見、状況把握	被災者個々の課題に応じた 支援の検討・つなぎ	官民連携による被災者支援の 継続的 な実施
STEP1	STEP2	STEP3					
<u>アウトリーチ</u> による被災者の発見、状況把握	被災者個々の課題に応じた 支援の検討・つなぎ	官民連携による被災者支援の 継続的 な実施					

2 今後の予定

令和8年度以降の実施に向けて、令和7年度は以下の調査を実施する。

- (1) 基礎データの算出・分析
- (2) 実施に向けた課題整理
- (3) 区や関係団体の既存の支援策を把握

事業実施までのロードマップ



災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件名	足立区ペット同行避難ガイドライン（素案）策定に伴うパブリックコメントの実施結果について						
所管部課名	危機管理部 防災戦略課						
内容	標記の件について、以下のとおり報告する。 1 パブリックコメントの実施結果 (1) 実施期間 令和7年5月26日（月）から6月25日（水）まで (2) 提出者数・意見の概要・区の考え方 別紙「足立区ペット同行避難ガイドライン（素案）策定に伴うパブリックコメントの実施結果」参照 (3) 区の考え方の公表方法 区ホームページへの掲載 2 今後のスケジュール <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年10月</td><td>災害・オウム対策調査特別委員会で、足立区ペット同行避難ガイドライン（試行版）の策定報告</td></tr> <tr> <td>令和8年1月</td><td>足立区防災会議にて、足立区ペット同行避難ガイドラインを報告し完成</td></tr> </tbody> </table>	年 月	概 要	令和7年10月	災害・オウム対策調査特別委員会で、足立区ペット同行避難ガイドライン（試行版）の策定報告	令和8年1月	足立区防災会議にて、足立区ペット同行避難ガイドラインを報告し完成
年 月	概 要						
令和7年10月	災害・オウム対策調査特別委員会で、足立区ペット同行避難ガイドライン（試行版）の策定報告						
令和8年1月	足立区防災会議にて、足立区ペット同行避難ガイドラインを報告し完成						

足立区ペット同行避難ガイドライン（素案） 策定に伴うパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施期間

令和7年5月26日（月）から6月25日（水）まで

(2) 意見提出者数・意見件数

ア 意見提出者数・意見件数	6名（11件）
イ 提出方法	
（ア）区ホームページの意見受付フォーム	5名（8件）
（イ）Eメール	0名（0件）
（ウ）FAX	1名（3件）
（エ）郵送	0名（0件）
（オ）窓口への持参	0名（0件）

2 回答まとめ（項目ごとに分類）

内容	件数
1 飼い主とペットの居住エリアに関するご意見	4件
2 ペットの受け入れルールに関するご意見	2件
3 ペット用品の備蓄に関するご意見	1件
4 文章の表現に関するご意見	1件
5 その他ご意見	3件
計	<u>11件</u>

足立区ペット同行避難ガイドライン策定に対する意見と区の考え方

いただいたご意見について、項目ごとに分けて区の考え方を記載しております。

1 飼い主とペットの居住エリアに関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
1	【全文掲載を希望されなかったため概要を掲載】 介助または保護犬については、同行が可能か。または、別に避難所が設定されるのか。	介助犬については、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は身体障害者補助犬法により公共施設などの同伴が認められているため、ケージ無しでも避難所で飼い主と同室で過ごすことができます。保護犬については、飼い主と犬と一緒に避難してきた方と同様の扱いになり、人とペットの居住エリアは別々になります。なお、飼い主の代わりに保護した方がペットのお世話をさせていただきます。 また、避難所を別に設ける予定はございません。
2	【全文掲載を希望】 ペット用の個室（ケージ）があったとしても周りの気配で吠えたり暴れたりする犬猫はいるので、飼い主ごとペット可のテントや個室に入るべき。	飼い主とペットと一緒に過ごせるテントについては、狭い避難所においてはテントに入れても鳴き声や臭い、アレルギーなど課題は残り、動物が苦手な方もいるため、現在のところ配備する予定はございません。
3	【全文掲載を希望】 本来飼い主とペットと一緒に居れるのが心身的にも望ましく、ルール設定あれば、住民にもある程度安心感を与えられると思う。運営は確か運営推進会議での（町会長等）が判断・指示と伺っているが、被災時は、誰がどこで被災し駆けつけられるか不明である。勿論、当会のメンバーも動物愛護推進員も定かではない。なので、その場集まった住民で迅速にスムーズな運営を進めるためにも、※同伴避難できるルール設定の上、できない場合として例えば、動物アレルギー及び苦手な方がいる場合・活用居室に余裕がない場合・～場合等※飼い主とペット共に別居室となる。または同伴対応ができない事もあります。を、提示すると人間（飼い主に限らず）と動物の共生できる社会・避難所を目指したガイドラインを、ご検討いただけると大変うれしい。	飼い主とペットと一緒に居られるのが心身的にも望ましいとは思いますが、様々な日常生活が制限される避難所生活においては、すべての方のご要望にお応えするのは困難な状況です。ガイドライン（素案）では、避難所ではアレルギーの配慮や咬みつきなどの危害防止の観点や衛生面の課題により、人とペットの居住エリアは別々に設けることを原則といたしました。避難所には様々な人が集まって避難生活を送るため、避難者への配慮やトラブルを未然に防ぐことをガイドラインの策定方針としております。ご理解の程、お願いいたします。

4	【全文掲載を希望】 ペット同行避難の確保は重要ではあるものの、アレルギーや苦手意識など様々な事情で動物との生活を望まない人もいます。足立区には小学校も中学校もたくさんあるので、小学校は同行不可、中学校は同行可などの棲み分けがあってもよいのではないのでしょうか。	人口が密集する足立区における避難所の現状は、避難者に対して避難所の面積が不足しており、在宅避難や広域避難などあらゆる方策で、避難場所の確保と効率的な受入れ体制が必要です。このため、どの学校でも可能な限り同じ運用として、区民の方はお住いの地域に関係なくどの避難所でも受入れるという考え方をとっております。ご理解の程、お願いいたします。
---	--	---

2 ペットの受け入れルールに関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
5	【全文掲載を希望】 小型犬や猫はペット用バッグなどに入れば館内持ち込み可にしておくが良い。	避難所へペットとともに避難される際には、ペットをケージやキャリーバッグに入れた状態であることを原則といたしました。衛生面の課題やアレルギー、鳴き声などを完全に防ぐことは困難であり、人とペットの居住エリアは別々に設けることを原則といたしました。 なお、ケージ等に入っていない場合は、避難所内ではなく体育館や教室の外の飼育スペースの避難を想定しております。
6	【全文掲載を希望】 以前問合せた時、クレート、バリケンなどが無いと NG と教えて頂きました。大型犬だとクレートに入れても大きくて重たいので、避難所まで運ぶだけでも1人では難しいです。(クレートにキャスターは付いていません) 飼育者が同室で、そばにできるようにするなどでも良いので、リード係留をご検討頂きますと幸いです。	避難所でのペット受入れについては、ケージやキャリーバッグに入れた状態であることが原則となりますが、ケージやキャリーバッグへ入れてないことを理由に避難所への受入れを拒否することはございません。 なお、ケージ等に入っていないペットや大型犬については、室内ではなく軒下など外の飼育スペースでの避難を想定しております。

3 ペット用品の備蓄に関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
7	【全文掲載を希望】 避難用の用品にもトイレシートなど衛生面で必要になるものは備蓄しておくと思う。	ガイドライン（素案）では、飼い主の責務として、ペット用のアイテムは飼い主にご用意していただくことを原則といたしましたので、ご自身の食糧や水と同様に、ペット用アイテムの備蓄の必要性もあわせてご理解の程、お願いいたします。

4 文章の表現に関するご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
8	【全文掲載どちらでも可能】 第1章の1-3 (P6) にて、「飼い主とペットが同じ<u>建物内</u>で過ごせる」といった表現は、誤解・勘違いされやすい。なぜならば昨今の能登災害等々のニュース報道で、同伴避難風景が流され、世間では、飼い主とペットが共に過ごせるとの印象があると思われる。また、環境省のパンフにも「同行避難」と『同伴避難』が違うことを明記してあるように、同行・同伴の違いを分かりやすく、表現し明記するのが親切で望ましいと思う。また、変更案をとって、「飼い主とペットが同じ<u>敷地内</u>で過ごせます。但しペットはペット用避難居室での飼育となりますが、飼い主がペットの様子確認やお世話をすることができます。」と表現してはどうか。	文章の表現につきまして、ご指摘いただきありがとうございます。読み手に誤解を与えないよう、以下のとおり修正させていただきます。 【修正前】飼い主とペットが同じ<u>建物内</u>で過ごせる。 【修正後】飼い主とペットが同じ<u>敷地内</u>で過ごせる。 なお、「同伴避難」につきましては、本ガイドラインでは混乱を避けるため「同伴避難」という単語は使用せず、「人とペットの居住エリアは別々に設ける」といった表記としておりますが、「同伴」と「同行」の違いについて説明する記述を加えます。

5 その他ご意見

No.	いただいたご意見	区の考え方
9	【全文掲載どちらでも可能】 今後別途ペット『同伴避難』のガイドラインを作成する予定であれば、同時に発行が望ましく、今回同行避難のみ取り上げ先行して、いざ運用するとなると住民と飼い主の間に摩擦？温度差が生じるのではないかと危惧している。	同伴避難のガイドラインにつきましては、現在のところ作成する予定はございませんので、住民と飼い主の間に摩擦が生じないように、ガイドラインの周知啓発に努めるとともに、ガイドラインを活用した訓練を行い、訓練参加者と避難所運営従事者とで意見交換を行うなどしてガイドラインの実効性を高めてまいります。
10	ペットについても配慮していただいていることに感謝申し上げます。	
11	ドッグランを増やして欲しいです！大きな公園にしかないのもっと近所でそんなに大きくなくても良いのでワンチャンがお散歩しやすい所が増えたら嬉しいです。	足立区ペット同行避難ガイドライン策定についてのご意見ではないと思われまので、担当部署にご意見があったこととお伝えいたします。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件 名	「水害時避難者想定数 区内避難所の受入れ人数調査委託」における調査結果と対策案について														
所管部課名	危機管理部 防災戦略課														
	令和6年度に実施した「水害時避難者想定数 区内避難所の受入れ可能人数調査委託」の調査結果と対策案について、以下のとおり報告する。 1 調査委託の目的 荒川氾濫時（被害想定最大規模）の区内における避難者想定数及び区内避難所の受入れ可能人数を算出し、避難先確保方策の検討につなげる。 2 被害想定 想定最大規模の降雨（荒川流域の72時間総雨量632mm）により、荒川が氾濫した場合を想定。 （1）最大浸水深が5m以上となる地域（千住地区、小台・宮城地区、新田地区等）が想定される。 （2）浸水継続時間（※）が2週間以上となる地域（千住地区、小台・宮城地区、新田地区等）が想定される。 ※ 50cm以上の浸水が継続する時間。 3 調査結果 <table><tr><th>水害時避難者想定数 (避難方法別)</th><th>算出人数</th></tr><tr><td>1 在宅避難者数</td><td>約37万人</td></tr><tr><td>2 縁故等避難者数 (親戚、知人、ホテル等)</td><td>約14万人</td></tr><tr><td>3 避難所避難者数</td><td><u>約19万人</u></td></tr><tr><td>合 計</td><td>約70万人</td></tr></table> <table><tr><td>区内避難所における 「受入れ可能人数」 (水害時)</td></tr><tr><td><u>約6万8千人</u></td></tr></table> 【区内避難所での受入れ不足人数】 <u>約12万2千人</u>			水害時避難者想定数 (避難方法別)	算出人数	1 在宅避難者数	約37万人	2 縁故等避難者数 (親戚、知人、ホテル等)	約14万人	3 避難所避難者数	<u>約19万人</u>	合 計	約70万人	区内避難所における 「受入れ可能人数」 (水害時)	<u>約6万8千人</u>
水害時避難者想定数 (避難方法別)	算出人数														
1 在宅避難者数	約37万人														
2 縁故等避難者数 (親戚、知人、ホテル等)	約14万人														
3 避難所避難者数	<u>約19万人</u>														
合 計	約70万人														
区内避難所における 「受入れ可能人数」 (水害時)															
<u>約6万8千人</u>															

<避難者想定数 算出方法>

【手順①】「在宅避難者数（**約37万人**）」と「在宅避難以外（約33万人）」への振分け。

下記①～③の場合は、在宅避難以外としている。

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域にある。
- ② 自宅が浸水地域にあり、浸水しない階がない。
- ③ 自宅の浸水継続時間が3日以上である。

【手順②】「在宅避難以外（約33万人）」から「縁故等避難者数」の算出

$$33 \text{ 万人} \times 42\% (\text{※縁故等避難割合}) = \text{約14万人}$$

※ 「江東5区における水害避難に関する住民調査の結果」（平成29年2月実施）参照値

【手順③】「避難所避難者数」の算出

$$33 \text{ 万人} - 14 \text{ 万人} = \text{約19万人}$$

4 方針（案）

水害のおそれがある場合、事前に避難できる手段を拡充し、区民が多様な避難手段から自ら選択して避難できるようにする。

避難者想定数 (避難方法別)	算出人数 (区民約70万人の内訳)	避難手段拡充の取組み
1 在宅避難者数	約37万人	【実施中】マンション防災備蓄品の購入費用助成
2 縁故等避難者数 (親戚、知人、ホテル等)	約14万人	【実施中】避難所数の増 ① 区内協定先の増 ② 都と連携した区外広域避難先の確保
3 避難所避難者数	約19万人	【新規】 広域避難先数の増 ③ 他自治体との連携 ア 相互援助協定先との連携 イ 相互援助協定の新規締結 【新規】 縁故等避難者数の増 ④ ホテル等宿泊助成制度の創設

5 区の具体的対策（案）

（１）他自治体との連携

他自治体と連携し、広域避難先を確保し、実効性のある広域避難の仕組みを構築する。

ア 相互援助協定先との連携（具体的な避難先、避難方法等の検討）

NO.	自治体名	主な施設（案）
1	千葉県 鋸南町	① 鋸南自然の家 ② 鋸南町中央公民館
2	栃木県 日光市	① 日光林間学園
3	栃木県 鹿沼市	① 自然体験交流センター ② スノーピーク鹿沼キャンプ フィールド&スパ

イ 相互援助協定の新規締結（検討中の自治体）

NO.	自治体名	主な施設（案）
1	茨城県 守谷市	① もりや学びの里

（２）ホテル等宿泊助成制度の創設

区民が自主的に浸水しない地域への広域避難を促すため、他自治体の事例を参考に、ホテル等宿泊助成制度を創設する。

<他自治体参考事例>

項目	江戸川区	名古屋市	戸田市
1 事業名	大規模水害時 自主的広域避難補助金	宿泊施設避難 助成金制度	災害時自主的広域 避難支援補助金(逃げサポ補助金)
2 補助対象	<u>区民全員</u>	<u>「土砂災害警戒区域」 「家屋倒壊等氾濫想定区域」に居住する世帯</u>	<u>戸田市民全員</u>
3 適用要件	江東5区 広域避難発令	名古屋市が在住地域に対して「避難情報」を発令	JR 戸田市内3駅のいずれかを含む区間が計画運休の対象となり、荒川流域での3日間積算流域雨量の予測が400mmを超えた場合
4 補助額	1人につき <u>1泊上限3,000円</u>	宿泊費の2分の1 1世帯あたり <u>1泊上限5,000円</u>	1人につき <u>1泊上限5,000円</u>
5 補助上限	① 1回につき最大3泊 ② 年度3回	<u>避難情報が発令している期間</u>	1回につき最大2泊期間

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件 名	災害用備蓄包括管理事業の進捗状況について		
所管部課名	危機管理部 防災戦略課		
内 容	令和7年度から開始した災害用備蓄包括管理事業の進捗状況について、次のとおり報告する。		
	1 災害用備蓄包括管理事業の概要		
	平時における物品購入・在庫管理や倉庫内の設備点検等を一括して委託している。		
	委託事業者：災害用備蓄包括管理事業共同企業体		
	配送関連	佐川急便株式会社	
	物品購入関連	佐川グローバルロジスティクス株式会社	
	倉庫管理・施設管理	ALSOKファシリティーズ株式会社	
	2 各業務の令和7年度進捗状況（7月末時点）		
	業務	主な作業	進捗状況
	物品関連	物品発注	100% 46/46 品目
物品受領 ※1		91% 42/46 品目	
区内倉庫へ購入物品の納品		0% 9月より開始	
訓練等で使用する物品の移動（随時）		8% 15/200 回	
倉庫管理	区内倉庫の備蓄在庫の数量確認	100% 236/236 箇所	
	小荷物昇降機点検〔拠点倉庫 3 箇所〕	33% 4/12 回 （月 1 回）	
	消防設備点検〔拠点倉庫 6 箇所〕	50% 1/2 回 （年 2 回）	
	区内倉庫の樹木剪定（随時）	0% 8月 11月 予定	
システム管理	物品管理システム開発 ※2	3月迄に 完了予定	
※1 佐川拠点倉庫（八潮市）にて購入物品を一時保管している。全ての物品を受領後、区内倉庫毎の数量に仕分け、納品を行う予定。			

※ 2 区内倉庫に備蓄している物品の在庫数量を管理するシステム

※ 令和 7 年度包括管理事業購入予定品目一覧 **別紙 1 参照**

3 令和 6 年度まで区職員が実施し、令和 7 年度から委託開始した業務

備蓄に関する主な業務	令和 6 年度実施数
物品購入契約・委託契約	19 契約
各避難所等へ訓練物品の輸送	約 500 回
物品納品及び消防設備点検等の立会業務	238 回

4 拠点倉庫のレイアウト変更前後写真

【変更前】



- ・緊急性の高い食料系が奥側に配置
- ・レイアウトに統一性が無い

【変更後】



- ・緊急時の使用優先度を考慮した配置
- ・平常時の物品入替の効率化を考慮した配置
- ・レイアウトの統一化
- ・パレット管理予定

5 今後の予定

(1) 食糧の増備蓄について

令和 9 年度までに想定避難所避難者数の **3 日分**（令和 7 年度末で約 2. 2 日分備蓄予定）食糧を包括管理事業の中で順次購入していく。

(2) システム運用について

物流事業者のノウハウを活かし、今年度末までに事業者が管理システムを開発し、運用を開始する。

(3) 令和 8 年度以降の契約について

評価委員会を開催し、総合的に評価し、履行状況が良好な場合には、1 年単位で契約を行い、4 回を限度に令和 11 年度まで随意契約を行う予定である。

令和 7 年度包括管理事業購入予定品目一覧

項目	品目	数量
飲料水	水 (2L)	103,278本
	水 (500ml)	2,520本
食糧	アルファ化米	52,800食
	クラッカー	1,400食
	レトルト食品	53,000食
	フリーズドライ食品	142,500食
生活用品	簡易トイレ (400回入)	20箱
	粉ミルク	1,996缶
	おむつ (大人用、子ども用全サイズ)	352箱
	口腔ケア用品 (マウスウォッシュ)	243,000個
	口腔ケア用品 (歯磨きシート)	48,600個
	アルミブランケット	30,080枚
	介助補助食品	410個
	第二次避難所用毛布	525枚
	第二次避難所用エアーマット	75枚
	エアーポンプブロアー	10個
	ダブルアクションポンプ	10個
	第二次避難所用コミュニケーションボード	5個
	残留塩素試薬	117個
	塩素消毒薬品	234個
資機材	ブルーシート	500枚
	発電機	6台
	避難所備蓄ガソリン缶詰	604缶
	給水袋	18,300袋
	折りたたみコンテナ	40個
	カセットガスボンベ	20本
	ろ水機	1台
	第一次避難所用マンホールトイレ部材購入 (標準テントセット)	4個
	第二次避難所用マンホールトイレ部材等購入 (大型テント・洋式便座セット)	15セット
	第二次避難所用マンホールトイレ部材等購入 (トイレ部材保管用物置)	3個
	第二次避難所用プライベートテント	5張

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件 名	災害用備蓄物品の新規導入の検討について										
所管部課名	危機管理部 防災戦略課										
内 容	下記について、災害用備蓄物品として導入を検討しているため報告する。										
	1 避難所用折り畳みベッド 令和7年度当初予算査定時に都補助金新設の動きがあり、区が直接購入しないと補助金対象外となる可能性があったため、包括委託には含めず、補正予算対応とすることとして、令和7年度当初予算には計上していない。 (1) 購入予定数 7,000床 (2) 備蓄予定場所 第二次避難所及び舎人災害備蓄倉庫 (3) 購入理由・形状・特徴等 別紙 ※ 都補助 (R7.6.16付都通知) : ¥14,000×7,000床×50%=49,000千円										
	2 導入経費 (予定額)										
	<table><tr><td>品目</td><td>単価</td><td>購入数</td><td>金額 (税込)</td></tr><tr><td>折り畳みベッド</td><td>@28,600</td><td>7,000 床</td><td>200,200,000 円</td></tr></table>			品目	単価	購入数	金額 (税込)	折り畳みベッド	@28,600	7,000 床	200,200,000 円
	品目	単価	購入数	金額 (税込)							
折り畳みベッド	@28,600	7,000 床	200,200,000 円								
3 導入スケジュール (案)											
<table><tr><td>令和7年5月～</td><td>予算の確保、導入製品の検討、契約事務等</td></tr><tr><td>～令和8年3月</td><td>第二次避難所及び舎人災害備蓄倉庫へ備蓄予定</td></tr></table> ※ 包括管理委託で購入すると、都補助金対象外となる可能性 (都確認中) があるため、 <u>区で直接購入</u> を予定			令和7年5月～	予算の確保、導入製品の検討、契約事務等	～令和8年3月	第二次避難所及び舎人災害備蓄倉庫へ備蓄予定					
令和7年5月～	予算の確保、導入製品の検討、契約事務等										
～令和8年3月	第二次避難所及び舎人災害備蓄倉庫へ備蓄予定										

【購入予定数及び備蓄予定場所】

7, 000床

〈算出根拠〉

要支援者(約2.3万人)÷区人口(約70万人)=約3.3%

最大避難者想定数(約19.2万人)×約3.3%=避難所利用想定要支援者数
≒7,000床

二次避難所及び区内拠点備蓄倉庫に備蓄
災害時に必要な避難所に搬入して使用する想定

【購入理由】

- ① 立ち上がりや寝返りが難しい高齢者や身体障がい者は、発災直後から必要性が高い。
- ② 避難生活が長引くほど、快適さと健康維持のための設備が求められる。

【形状】

サイズ 展開時：長さ190cm×幅80cm×高さ48cm

収納時：長さ72cm×幅21cm×高さ82cm

重量 5.6kg

耐荷重 200kg

素材 ポリエステル600Dの二重構造

【特徴】

- ① 組立が容易
- ② 使用時は大きく、収納時は小さい（段ボールベッドの約半分）
- ③ 起き上がり時の負担軽減
- ④ 食事の際の誤嚥防止
- ⑤ 耐久性に加え、防水設計のため、水やアルコールで拭くことが可能

【段ボールベッドの短所】

- ① 組立に時間がかかる
- ② 保管スペースが必要
- ③ 長期保管の際は湿気によるカビ発生の懸念
- ④ 水拭きできない
- ⑤ 使いまわし不可
- ⑥ リクライニングがないため、要支援者は 起き上がりが大変

【参考画像】



災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件 名	(仮称) 足立区災害時のトイレ確保・管理計画の策定について											
所管部課名	危機管理部 防災戦略課											
内 容	災害時トイレ計画の策定について、以下のとおり報告する。 1 東京トイレ防災マスタープランについて 参考 (1) 足立区の災害時のトイレ空白エリア図（東京都調査結果）【別紙1】 (2) 都の考え方 <u>災害時でも水洗で利用できるトイレ（携帯・簡易トイレは除外）</u>がある施設の徒歩5分圏（半径250m円）外を空白エリアと設定。 2 (仮称) 足立区災害時のトイレ確保・管理計画の策定について 東京トイレ防災マスタープランにおいて、全区市町村における災害時トイレ確保・管理計画の策定を令和12年までの到達目標としているが、災害時のトイレ問題は喫緊の課題であるため、足立区においては、令和7年度中に策定する。 (1) 計画の主な内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>目 的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 対象の明確化</td><td>本計画で対象とする<u>災害時のトイレの種類を明確化</u>する。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">イ 現状と課題の分析</td><td>(ア) 災害時のトイレ空白エリアの把握 災害時でも水洗で利用できるトイレがある施設の<u>徒歩5分圏（半径250m円）</u>を把握し、円外を空白エリアとする。</td></tr> <tr> <td>(イ) 過不足状況の把握 国のガイドライン等によると、災害発生当初（1日から1週間）は、<u>避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には、避難者約20人当たり1基のトイレを確保</u>することが望ましいとされている。 また、<u>女性用と男性用の割合を3：1</u>とすることが目安とされている。</td></tr> <tr> <td>ウ 確保方針</td><td>上記イの<u>分析を踏まえた確保方針</u>を策定する。</td></tr> <tr> <td>エ 管理方針</td><td>災害時のトイレ使用手順とともに、<u>管理・運用ルールを明確化した管理方針</u>を策定する。</td></tr> </tbody> </table> (2) 参考計画 国や都、他自治体のガイドラインまたは計画等を参考とする。	内 容	目 的	ア 対象の明確化	本計画で対象とする <u>災害時のトイレの種類を明確化</u> する。	イ 現状と課題の分析	(ア) 災害時のトイレ空白エリアの把握 災害時でも水洗で利用できるトイレがある施設の <u>徒歩5分圏（半径250m円）</u> を把握し、円外を空白エリアとする。	(イ) 過不足状況の把握 国のガイドライン等によると、災害発生当初（1日から1週間）は、 <u>避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には、避難者約20人当たり1基のトイレを確保</u> することが望ましいとされている。 また、 <u>女性用と男性用の割合を3：1</u> とすることが目安とされている。	ウ 確保方針	上記イの <u>分析を踏まえた確保方針</u> を策定する。	エ 管理方針	災害時のトイレ使用手順とともに、 <u>管理・運用ルールを明確化した管理方針</u> を策定する。
内 容	目 的											
ア 対象の明確化	本計画で対象とする <u>災害時のトイレの種類を明確化</u> する。											
イ 現状と課題の分析	(ア) 災害時のトイレ空白エリアの把握 災害時でも水洗で利用できるトイレがある施設の <u>徒歩5分圏（半径250m円）</u> を把握し、円外を空白エリアとする。											
	(イ) 過不足状況の把握 国のガイドライン等によると、災害発生当初（1日から1週間）は、 <u>避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には、避難者約20人当たり1基のトイレを確保</u> することが望ましいとされている。 また、 <u>女性用と男性用の割合を3：1</u> とすることが目安とされている。											
ウ 確保方針	上記イの <u>分析を踏まえた確保方針</u> を策定する。											
エ 管理方針	災害時のトイレ使用手順とともに、 <u>管理・運用ルールを明確化した管理方針</u> を策定する。											

- (3) 策定スケジュール（予定）
別紙2のとおり。

3 足立区の「災害時のトイレ空白エリア」の考え方について＜方針案＞

空白エリアを分析する上での区の考え方について、都の考え方を基本とするが、一部のトイレは空白エリアを分析する上で除外とする。

- (1) 都と区の考え方の比較

災害時のトイレの種類	東京都	足立区
仮設トイレ	○	○
マンホールトイレ	○	○
自己処理型トイレ	○	○
車載トイレ	○	○
常設トイレ（汲み取り式）	○	× 対象としない
常設トイレ（代替水利用）※	○	× 対象としない

【イメージ図】
常設トイレ（代替水利用）



東京トイレ防災マスタープラン
資料編より

※ 付近の防災貯水槽、防災井戸、民有地井戸、雨水タンク等で代替水が確保できるもの（代替水との距離の定義無し）

- (2) 対象としない理由

ア 常設トイレ（汲み取り式）

（理由）清掃が滞った場合、汚物が溜まることで、感染症が蔓延する可能性がある。

イ 常設トイレ（代替水利用）

（理由）代替水を利用する場合、使用後の汚物を流すのに約6リットルの水が必要であるとされており、代替水を使用してトイレに流すのは被災地視察等から現実的に難しいという意見がある。

- (3) 除外することによるメリット・デメリット

ア メリット

現実的な運用が厳しいトイレ等を除外することでより実効性のある計画を策定することができる。

イ デメリット

空白エリアが広がる。

※ 現在分析中。都が作成した空白エリア図（別紙1参照）の約半分程度の円となる見込み。

- (4) 空白エリア把握後の方針案

携帯トイレの備蓄啓発を進めるとともに、災害時でも水洗で利用できる災害用トイレ（仮設トイレ・マンホールトイレ・自己処理型トイレ等）の配備を検討していく。

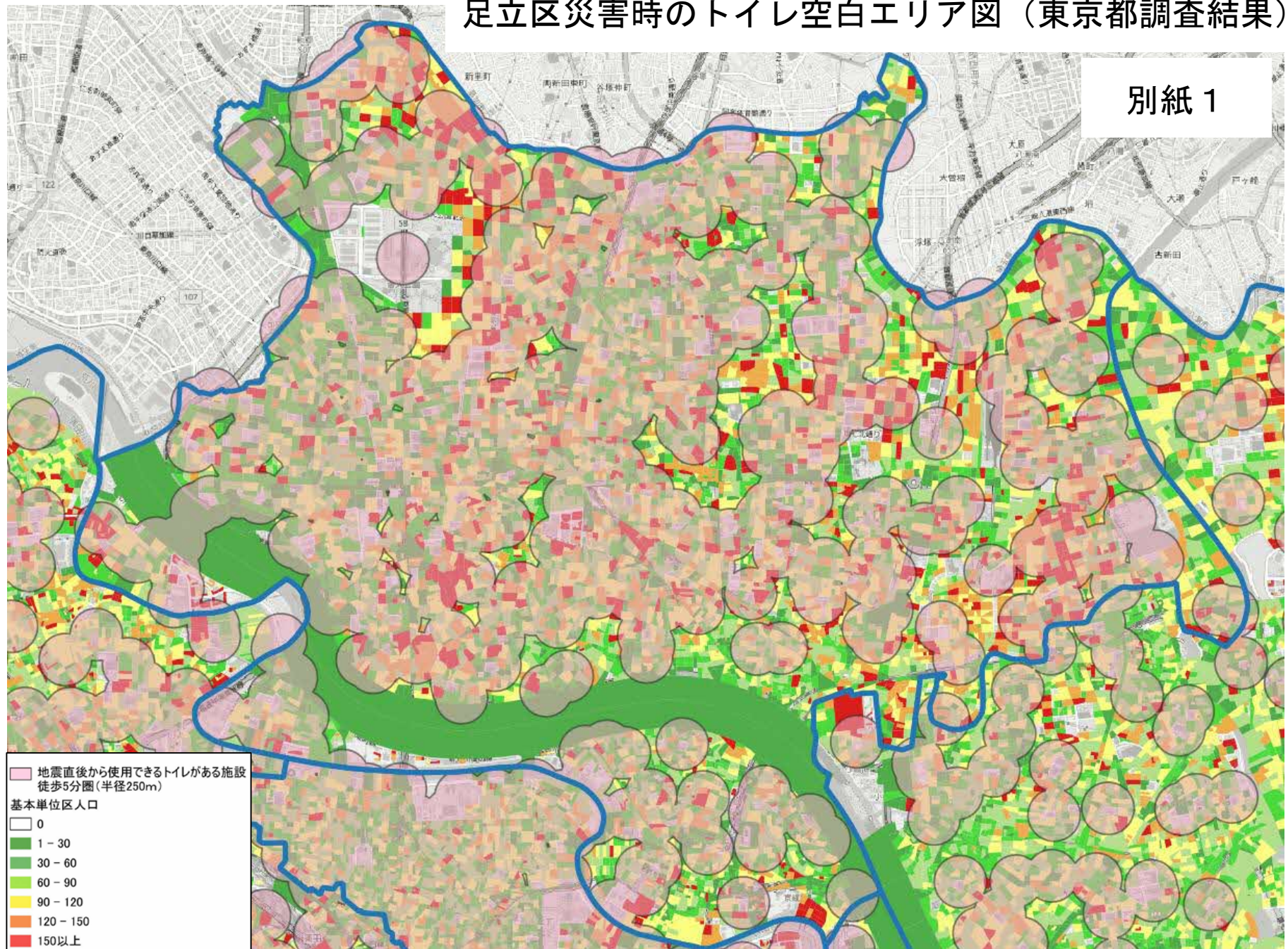
【参考】内閣府のガイドラインでは、以下のとおり。

災害用トイレ：携帯トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等、
災害時に使用することを目的とするトイレ

災害時のトイレ：上記の災害用トイレに加え、公衆用トイレ（携帯トイレを使用）を含んだトイレ

足立区災害時のトイレ空白エリア図（東京都調査結果）

別紙 1



(仮称) 足立区災害時のトイレ確保・管理計画 策定スケジュール

	令和7年度												令和8年度
	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4
計画策定	●	→	●			●		●				★	
パブリックコメント									●			●	
災害オウム委員会					●		●		●			●	●
防災会議										●			

発注手続【済】 委託契約締結【済】

中間報告
資料提出

素案提出

完成

庁内確認

パブコメ実施
1/10～2/10（予定）パブコメ結果
公表計画着手
報告

中間報告

パブコメ実施

パブコメ結果
報告

完成報告

計画の
概要報告
●
1/21

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和7年8月25日

件 名	災害用トイレ（自己処理型トイレ）の試験導入について																																																																																																									
所管部課名	危機管理部 防災戦略課 都市建設部 パークイノベーション推進課、公園維持課																																																																																																									
内 容	災害時のトイレ空白エリアを少なくするための災害用トイレ（自己処理型トイレ）の試験導入を検討しているため報告する。 1 自己処理型トイレとは （１）災害用トイレ（携帯・簡易・仮設・マンホールトイレ等）の一種 （２）し尿処理装置がトイレ自体に備わっているトイレ 2 試験導入予定の自己処理型トイレ【別紙１参照】 3 自己処理型トイレと車載トイレの比較【別紙２参照】 災害用トイレの内、処理回数が多く、水洗機能を有する４種トイレを比較し、以下の理由から自己処理型トイレ（ミネラルイオンシステム）を試験導入する。 （１）<u>汚水処理タンク容量が一番大きく（トイレ利用約 10,000 回分）、他の災害用トイレと比較し、汲み取り回数を減らすことができる。</u> （２）大規模災害時などの<u>停電時や断水時等にも使用することができる。</u> 4 試験導入 試験期間を令和 8 年 4 月～ 9 月とし、以下について検証する。 （１）使いやすさ 災害時に使用できるトイレ（マンホールトイレ）が無い公園に設置し、平時は日常利用し検証 ➡ <u>通常のトイレと同様な使用が可能か</u> （２）機動性 足立の花火などのイベントで運用し検証 ➡ <u>発災時に必要な場所へ移動が可能か</u> （３）維持管理の容易さ 日常清掃や汲み取り等の維持管理性を検証 ➡ <u>通常のメンテナンスや清掃で使用が可能か</u> （４）上記（１）から（３）を確認し、問題が無ければ本格導入を検討する。 5 試験導入スケジュール【予定】 <table><tr><th rowspan="2">項目 時期</th><th colspan="7">令和 7 年度</th><th colspan="7">令和 8 年度</th></tr><tr><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th></tr><tr><td>補正予算措置</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>契約締結</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>試験導入</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>試験期間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="7">↔</td><td></td></tr><tr><td>本格導入検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr></table>	項目 時期	令和 7 年度							令和 8 年度							9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	補正予算措置	●														契約締結			●												試験導入						↔									試験期間								↔								本格導入検討														●
項目 時期	令和 7 年度							令和 8 年度																																																																																																		
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																																												
補正予算措置	●																																																																																																									
契約締結			●																																																																																																							
試験導入						↔																																																																																																				
試験期間								↔																																																																																																		
本格導入検討														●																																																																																												

6 各課の役割

(1) 危機管理部防災戦略課

- ア 災害用トイレの購入（9月補正予算を予定）
- イ 東京都の新補助制度の活用

(2) 都市建設部パークイノベーション推進課

- ア 設置公園の選定
- イ 使用頻度等を踏まえた設置公園の増設検討

(3) 都市建設部公園維持課

- ア 設置後の維持管理（定期清掃・汲み取り及び処理水セッティング）

7 建築基準法の取り扱いについて

都市建設部建築審査課にて、建築基準法第2条第1号に規定する建築物には該当しないことを確認した。

試験導入予定の自己処理型トイレについて

1 事業者名

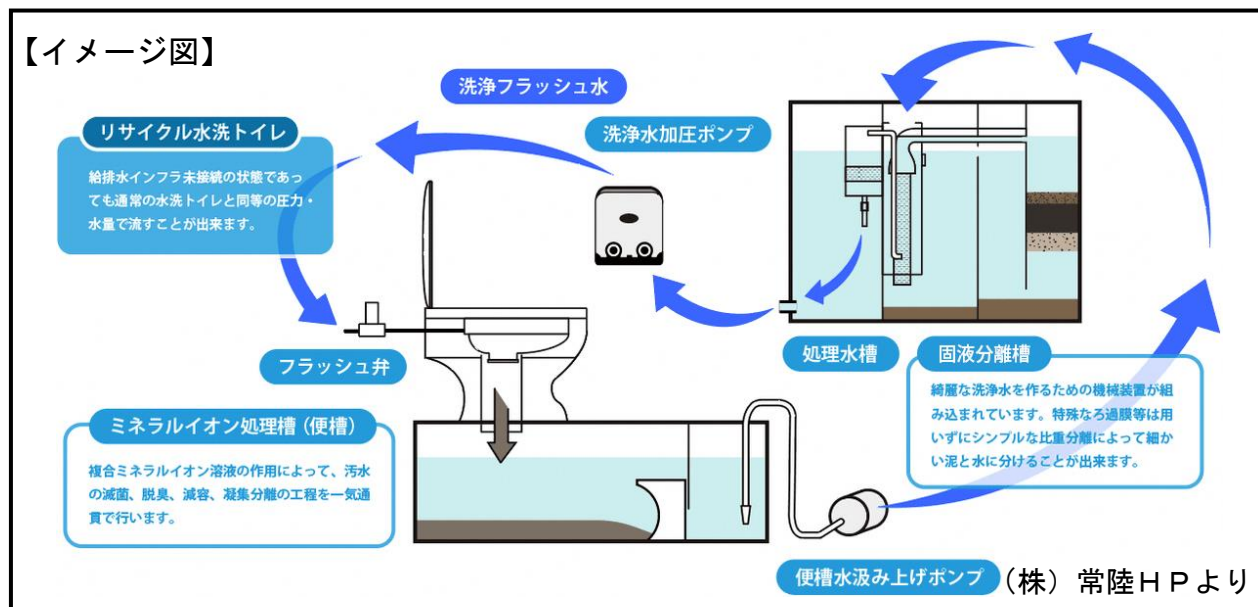
株式会社 常陸（本社：埼玉県川越市木野目 1802 番地 14）

2 仕組み

- （１）太陽光を利用し、上下水道未接続で稼働する水洗トイレ。
- （２）複合ミネラルイオン溶液※（初期水 2,000ℓ に対して、複合ミネラルイオン溶液 20ℓ）を活用し、便槽内のし尿を水と汚泥に分離する。
- （３）臭気を発しない状態にし、且つ、汚水中に含まれる大腸菌も滅菌する。
- （４）通常の水洗トイレ同様にトイレトーパーも流すことができる。
- （５）１万回（手洗い水投入時は 7～8 千回）で汲み取り及び初期水のセッティングが必要である。

※ 現在、複合ミネラルイオン溶液を製造出来るのは国内一社のみ。

【イメージ図】



3 導入自治体視察

4月28日に野田市（野田市総合公園）設置の自己処理型トイレを視察した。

【本製品の規格 幅：5,800mm（階段含む）、奥行き：2,064mm、高さ：2,785mm】



※ 現在はバリアフリー商品が開発されている。



自己処理型トイレと車載トイレの比較表

災害用トイレ	自己処理型トイレ（ミネラルイオンシステム）	自己処理型トイレ（バイオトイレ）	トイレトラック	トイレトレーラー
商品名／製造会社	トレスターシリーズ／（株）常陸 	SMilet（スマイレット）／三井住友建設（株） 	みんな元気になるトイレ（トイレトラック） ※ 一般社団法人助けあいジャパン「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」 	災害時用の移動式水洗トイレ「トイレトレーラー」 ／ＪＰホームサプライ（株） 
トイレ概要	①上下水道施設に接続することなく、水洗トイレが利用可能 ②水洗トイレと汚水処理槽等で構成され、処理は自己完結 ③洋室の個室２室 ④汚水処理槽内のミネラルイオン溶液がし尿を水と汚泥に分離し、無臭化・殺菌 ⑤現在はバリアフリー商品が開発されている。	①上下水道施設に接続することなく、水洗トイレが利用可能 ②水洗トイレと汚水処理槽等で構成され、処理は自己完結 ③洋室の個室２室 ④汚水処理槽内の微生物がし尿を水と汚泥に分離 ⑤電気分解処理で処理水を無臭化・殺菌・脱色	①上下水道施設に接続することなく、水洗トイレが利用可能 ②水洗トイレと給水・汚水タンク等で構成 ③トイレ設備を備えた車両型（自走可能） ④洋式の個室５室	①上下水道施設に接続することなく、水洗トイレが利用可能 ②水洗トイレと給水・汚水タンク等で構成 ③トイレ設備を備えた車両型（自走不可） ④牽引車両、牽引免許が必要 ⑤洋式の個室４室
処理回数	約 10,000 回 （手洗い水投入時は約 7～8 千回）	100 回／日程度 （予備タンクを併用で 500 回／日程度）	約 1,000 回	約 1,200 回
本体価格	約 3,000 万円	約 1,600 万円	約 2,600 万円	約 2,000 万円
維持費用	①定期点検：年 1 回 費用：15 万円／回程度（関東圏） ②汲み取り及び初期水再充填（清掃含む） 費用：31 万円（1 回分）	①定期点検：年 1 回 費用：25 万円／回程度	①バキューム 1 回につき 25 万円程度（清掃含む） ②その他、車両消耗品代・ガソリン代・車検・定期点検代等あり	①バキューム 1 回につき 25 万円程度（清掃含む） ②その他、車両消耗品代・定期点検代等あり
耐用年数	20 年程度	15～20 年程度	30 年程度	20 年程度
メリット	①断水時や下水道破損時も使用が可能 ②太陽光パネルと蓄電池を使用し、停電時にも使用可能 ③他の災害用トイレと比較し、汲み取り回数を減らすことができる ④ラフタークレーン車で移動が可能 ⑤平常時は公園等に置くことで災害時のトイレ確保が容易	①設置時の初期給水以降は、汲み取りや給水が不要 ②断水時や下水道破損時も使用が可能 ③停電時は小型発電機等による給電が可能 ④10 t ユニック車で移動が可能 ⑤平常時は公園等に置くことで災害時のトイレ確保が容易	①移動が可能 ②断水時や下水道破損時も使用が可能 ③太陽光パネルを装備、照明や換気ファンの電源を確保 ④バッテリー等の電装システムも搭載し太陽光パネル発電以外の電源確保にも対応 ⑤プロジェクトでは、災害時、全国の参加自治体が駆けつけ支援し合う仕組み。プロジェクトには R8.3 末に 54 自治体が参加予定	①移動が可能 ②断水時や下水道破損時も使用が可能 ③太陽光パネルを装備、照明や換気ファンの電源を確保 ④バッテリー等の電装システムも搭載し太陽光パネル発電以外の電源確保にも対応
デメリット	①リサイクル洗浄水が茶色（無害） ②規定の回数使用後、汚泥・汚水のくみ取りが必要	①１日の処理数制限がある ②処理回数を超えて使用する場合、トイレ洗浄水の色は濃くなる	①給水・貯留したし尿のくみ取りが必要 ②道路の被害状況や交通事情により被災地への到着が遅延する可能性あり	①給水・貯留したし尿のくみ取りが必要 ②道路の被害状況や交通事情により被災地への到着が遅延する可能性あり
総合評価	○	×	△	×
	災害時のインフラ未接続条件下において、同社災害用トイレより処理回数が多いものは現在ない。	１日の処理限度回数が 100 回と少量のため、災害時の運用は困難である。	約 1,000 回と少量使用での汲み取りが必要なため、災害時の運用は困難である。 現状は、プロジェクト参加自治体が少ないため、参加してもメリットが少ない。	約 1,200 回と少量使用での汲み取りが必要。 牽引車両や牽引免許等が必要なため、災害時の運用は困難である。